

【事例5】ネットいじめ



◆中学生の生徒たちが、ある男子生徒AにだまつてLINEにグループを作り、悪口のやり取りをしていた。それを知ったAは、自分が仲間はずれにされていると感じた。



◆小学男子児童Bが携帯ゲーム機で同じクラスの女子児童Cをおかしな顔でキャラクター化し、インターネットの掲示板に載せた。それに対し、クラスの複数の男子児童がCをからかうようなコメントを載せた。

(未然防止)

特定の児童生徒をグループに入れなかつたり、インターネット上でからかうようなメッセージをやり取りしたりすることによって、その児童生徒は疎外感や嫌がらせを受けていると感じることがあることを指導します。また、そのようなことをされた児童生徒の心情を考えさせることも大切です。さらに、このような行為はいじめであることを認識させることも必要です。

『いじめ防止対策推進法』の第2条では、いじめは「インターネットを通じて行われるものと定義されており、第19条では「インターネットを通じて行われるいじめに対する対策の推進」が掲げられています。例えば、LINEのグループは外部から閲覧することができないため、いじめを発見することが困難となります。よって、普段から家庭と連携して児童生徒をよく観察することが必要です。

その際のポイントを以下に示します。

いじめのサイン（観察のポイント）

- ・スマートフォンや携帯電話の着信があるとびくびくする。
- ・スマートフォンや携帯電話の着信があっても確認しない。
- ・登校を渋る。
- ・朝から眠いと訴える。
- ・学習用具の忘れ物が多い。
- ・他学年の児童生徒とばかりメッセージをやり取りしたり、遊んだりする。
- ・食事の量が極端に減る／増える。
- ・行事が近付くと体調不良になる。

(指導上参考となる資料)

- ・「いじめ」の理解と対応 (H24.12 栃木県教育委員会)
<http://www.pref.tochigi.lg.jp/m04/education/gakkoukyouiku/seitoshidou/documents/ijime24.pdf>
- ・「ネット上のいじめ」に関する対応マニュアル・事例集
(H20.11 文部科学省)
http://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/20/11/08111701/001.pdf
- ・いじめ問題に対応できる力を育てるために (H26.2 東京都教育委員会)
http://www.kyoiku.metro.tokyo.jp/press/2014/pr140227b/pdf_0.pdf

